



2月は一年のうちで一番寒いとされている季節ですね。私は昔から朝が弱く、この時期は特に起きられません。しかし、朝が苦手だった私ですが今年の夏から、4時半に起きるようになりました。何年か前に時間を効率的に使える……ということで話題になった「朝活」です。これまで仕事が終わって家に帰ってからやっていたことも、朝の時間を活用することで、夜の時間にゆとりが持てるようになりました。スクワット、洗濯、お風呂掃除などを行っています。今まで朝は慌ただしく、ギリギリで行動していましたが、1日24時間という限られた時間を朝早く起きることで使える時間を増やし、心にも余裕ができて、一日が長く感じるようになりました。しかし、寝る時間が遅くなってしまった時は、いつもの時間に起きられない時があります。そこで、今年の目標は「自分との約束を守る」という習慣をつけようと思います。

こんな名言があります。

思考に気をつけなさい、それはいつか言葉になるから。
言葉に気をつけなさい、それはいつか行動になるから。
行動に気をつけなさい、それはいつか習慣になるから。
習慣に気をつけなさい、それはいつか性格になるから。
性格に気をつけなさい、それはいつか運命になるから。
早起きをきっかけに「意識」と「行動」を変え、自分がかっこよく変わっていかねばと思いません。



売買事務：大友 幸子



ひとくちメモ

「毎日が記念日」



一昔前の2月の行事・記念日といえば、「節分・立春・針供養・旧正月・バレンタインデー」くらいでしたが、今では365日全てに記念日があります。例えば、2月の記念日には「夫婦の日や猫の日、富士山の日」など、多い日は一日に30個以上と覚えられない位たくさんの記念日があります。従来からの記念日とは別に、費用はかかりますが申請して記念日にすることができるよう。ちなみに、毎朝車のエンジンをかけると「今日は〇〇の日です。」と記念日を教えてくれます。それを聞くことが毎日のルーティンで楽しみの一つにもなっています。



3年連続 県内売上高 No.1 株式会社 いわき土地建物
ご相談下さい フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く
0800-123-3719

ひとくちメモ

◇住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長◇

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、適用期限(令和3年12月31日)が令和5年12月31日まで2年間延長されます。

- ①非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得資金の贈与を受けて新築した次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
ア) 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円
イ) 上記以外の住宅用家屋 500万円
- ③適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。)であることを加える。
- ④受贈者の年齢要件を18歳以上(現行：20歳以上)に引き下げる。

(2022年税制大綱の一部を抜粋)

空家、空地のお悩み、ございませんか？

(株)いわき土地建物では、いわき市内で
空家や空室、空地の管理を承っております。
固定資産税⁺αで古家の借り上げも可能です。

是非、弊社にご相談ください。

(株)いわき土地建物 売買

全国空き家相談士協会認定 空き家相談士(1)第001382号 鈴木

フリーコールで No.1の不動産屋に みんな行く
0800-123-3719

資金計画 | 自己資金 | 住宅ローン | 税金 | 建物状況調査 | 引越

これを読めば、不動産取引の基本的な流れが良くわかる！



『住まい探しのお悩み解決BOOK』

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引の様々な事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この冊子をご希望の方は小島東店までご連絡ください。

無料進呈中

フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く
0800-123-3719